

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

令和6年度 通年実施する福利厚生事業（一般・健康管理）に係る継続事業について

昨年度から引続き実施する事業については、次のとおりですので、貴所属所組合員（会員）に周知を図るとともに利用についてよろしくお願いします。

記

継続事業

継続事業名	参照文書等	
教職員ストレス相談	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 2 0 号
～悩める教職員のために～教職員よろず相談	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 2 6 号
～悩める教職員のために～教職員を支える会	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 2 7 号
エンカウンターグループ体験講座	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 2 8 号
職場の健康づくり研修会支援事業	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 3 1 号
管理職メンタルヘルス相談料補助	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 3 4 号
簡易健康チェック	R 6 . 3 . 2 6	岡公共第 8 1 7 号
スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談	R 6 . 3 . 2 7	岡公共第 8 3 2 号
宿泊助成	R 6 . 4 . 1	岡 公 共 第 1 号
元気回復助成	R 6 . 4 . 1	岡 公 共 第 2 号
保育補助	R 6 . 4 . 1	岡 公 共 第 3 号
風しん予防接種補助	R 6 . 4 . 1	岡 公 共 第 4 号
法律相談	R 6 . 4 . 1	岡 教 互 第 1 号
リフレッシュ助成・優待事業	R 6 . 4 . 1	岡 教 互 第 2 号
ディズニーリゾート・コーポレートプログラム	R 6 . 4 . 1	岡 教 互 第 4 号
グループ研さん	R 6 . 4 . 1	岡 教 互 第 3 号

「教職員サポート相談・管理職サポート相談」については、別途通知予定。

岡 公 共 第 8 2 0 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度教職員ストレス相談の実施について

組合員の悩みやストレスを解消し、こころの健康の保持増進を図るため、精神科医によるストレス相談を実施します。

ついては、組合員のメンタルヘルスに資するために当事業が十分活用されるよう、貴所属所組合員に周知願います。

【本件連絡先】

〒700-8570（所在地記載不要）

公立学校共済組合岡山支部

（岡山県教育庁福祉課健康管理班）

TEL：086-226-7604

FAX：086-223-5517

令和6年度教職員ストレス相談実施要領

公立学校共済組合岡山支部

- 趣旨
組合員が日頃、日常生活の中で抱えているストレスをカウンセリングにより軽減し、こころの健康づくりに役立てるため、精神科医によるストレス相談窓口を設置する。
- 相談対象者
公立学校共済組合岡山支部 組合員本人
- 実施期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 相談事項
日常生活及び職場等におけるこころの健康に関するすべての相談
- 実施内容
精神科医による1時間程度のカウンセリングを受ける。
- 利用方法
(1) 相談者は、利用にあたり、希望する相談医療機関へ事前に電話で予約する。
その際、**「教職員ストレス相談」の利用であることを告げる**こと。
(2) 相談者は、受診日当日、予約した相談医療機関の受付で当支部組合員であることを証するため、**「公立学校共済組合員証」**（以下「組合員証」という。）を提示する。
(3) 相談の利用回数は、1人につき年度内1回とする。
- 相談医療機関
(1) 相談者は、次の「相談医療機関一覧」の中から自由に選択することができる。
(2) 実施時間は、相談医療機関により異なるので利用の際に確認すること。

【相談医療機関一覧】

地域	所在地	医療機関名	電話番号
岡山市	岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル8階	小川クリニック	086-224-7655
	岡山市北区高柳西町16-13 TMCビル5階	さかいクリニック	086-214-5855
	岡山市北区幸町1-7 大田ビル3階	ゆうクリニック	086-225-0375
	岡山市北区幸町4-12 河田ビル3階	なかのクリニック	086-235-1177
	岡山市北区今2-7-1 KU IIビル2階	ほしあい心療内科	086-250-7367
	岡山市北区厚生町1-2-6	LEEクリニック	086-221-0100
	岡山市北区厚生町3丁目3番1号	岡山県 (岡山県精神保健福祉センター附属診療所)	086-201-0850
倉敷市	倉敷市児島駅前1-103	味野医院	080-2920-2257 (予約専用)
	倉敷市鶴形1-4-4-106	倉敷鶴形クリニック	086-430-2020
	倉敷市玉島八島4094-1	河野医院	086-526-1188
	倉敷市新田2513-26	わに診療所	086-425-7022
津山市	津山市田町115	社会医療法人 高見徳風会 (希望ヶ丘ホスピタル)	0868-22-3158
	津山市一方140	積善病院	0868-22-3166
玉野市	玉野市宇野2-32-7	青井医院	0863-21-4370
笠岡市	笠岡市園井2263	ももの里病院	0865-62-5606 (予約専用)
高梁市	高梁市落合町阿部2200	さきがけホスピタル	0866-22-2217
真庭市	真庭市上市瀬368	向陽台病院	0867-52-0131
奈義町	奈義町豊沢292-1	奈義ファミリークリニック	0868-36-3012

※◎印のある実施医療機関は女性の精神科医による対応が可能。

- 費用
相談に係る費用については、無料とする。
※6の(2)の「組合員証の提示」は、本人確認のためのものであり、保険診療扱いとはならない。
ただし、**医師の判断により、処方が必要となる場合等は保険診療扱いとなる。**
- 相談に関する秘密保持
この事業の実施にあたっては、個人のプライバシーに十分配慮する。

岡 公 共 第 8 2 6 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度～悩める教職員のために～教職員よろず相談事業
の実施について

このことについて、組合員が直面している職場や家庭での不安や悩みについて、教員OBによる相談事業を実施します。

本相談事業の利用について、これまで「年度内1回に限り無料」としていましたが、継続的な相談をしやすいするため、令和4年度から「年度内3回まで無料」と無料利用回数を拡充しております。

また、令和6年度から県北でも相談を受けられるようになりました。

ついては、組合員のメンタルヘルスに資するために当事業が十分活用されるよう、貴所属組合員に周知願います。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福利課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

令和6年度～悩める教職員のために～教職員よろず相談実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

この事業は、組合員が直面している職場や家庭での不安や悩みについて、教員OBによる相談を実施し、組合員をサポートすることを目的とする。

2 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

3 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 相談事項

生徒指導、保護者対応、職場の人間関係、家庭の悩み、その他組合員の抱える悩み

5 実施内容

原則、1時間程度の面接相談

6 利用方法

(1) 相談者は、利用にあたり事前に電話予約をする。

その際、「教職員よろず相談」の利用であることを告げる。

予約受付：(森口先生) 090-5702-8770

(籠井先生) 090-9731-4314

(岡田先生) 090-3881-4654

(矢萩先生) 090-8362-1984

受付時間：原則18:00～20:00(木・土・日曜日及び祝日を除く)

(2) 相談者は、面接当日、当支部組合員であることを証するため、「公立学校共済組合員証」を提示する。

7 相談実施機関及び相談員

カウンセリングルーム「沢田の杖塾」代表 森口 章(元岡山県立高等学校教諭)
籠井 淑江(元岡山県小学校教諭)
岡田 誠(元岡山県立高等学校教諭)
矢萩 小百合(元岡山県小・中学校養護教諭)

8 実施場所

(1) 岡山市中区沢田804 カウンセリングルーム「沢田の杖塾」

(2) 津山、真庭市内公民館等

9 相談料

年度内3回に限り無料

10 プライバシーの保護

この事業にかかる個人情報の取り扱いについては、十分に配慮することとする。

岡 公 共 第 8 2 7 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度～悩める教職員のために～教職員を支える会事業の
実施について

このことについて、生徒指導、保護者対応、職場の人間関係など、組合員の不安や
悩みに関して、教員OBによるグループ相談を実施します。

令和6年度から相談員が2名加わり、相談体制がより充実しております。

については、組合員のメンタルヘルスに資するために当事業が十分活用されるよう、
貴所属組合員に周知願います。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福祉課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

令和6年度～悩める教職員のために～教職員を支える会実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

この事業は、教員OBのファシリテーター（以下「相談員」という。）のもと、組合員が直面している職場や家庭での不安や悩みについて、少人数グループで互いに話し、分かり合うことにより、参加者間のネットワークづくりをサポートし、一人で問題を抱え込まない環境づくりと組合員のメンタルヘルスの保持増進に資することを目的とする。

2 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

3 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 相談事項

生徒指導、保護者対応、職場の人間関係、家庭の悩み、その他組合員の抱える悩み

5 実施内容

相談員のもと、少人数グループでの相談事項についての話し合い及び相談員によるコンサルティング

6 利用方法

（１）相談者は、利用にあたり事前に電話予約をする。

その際、「教職員を支える会」の利用であることを告げる。

予約受付：（森口先生）０９０－５７０２－８７７０

（籠井先生）０９０－９７３１－４３１４

（岡田先生）０９０－３８８１－４６５４

（矢萩先生）０９０－８３６２－１９８４

受付時間：原則１８：００～２０：００（木・土・日曜日及び祝日を除く）

（２）相談者は、面接当日、当支部組合員であることを証するため、「公立学校共済組合員証」を提示する。

7 相談実施機関及び相談員

カウンセリングルーム「沢田の杖塾」代表 森口 章（元岡山県立高等学校教諭）
籠井 淑江（元岡山県小学校教諭）
岡田 誠（元岡山県立高等学校教諭）
矢萩 小百合（元岡山県小・中学校養護教諭）

8 実施場所

- （１）岡山市中区沢田８０４ カウンセリングルーム「沢田の杖塾」
- （２）津山、真庭市内公民館等

9 相談料

１人１回５００円（利用回数制限なし）

10 プライバシーの保護

この事業にかかる個人情報の取り扱いについては、十分に配慮することとする。

岡 公 共 第 8 2 8 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度エンカウンターグループ体験講座事業の実施について
(旧名称：心の居場所で元気を取り戻すグループ体験講座)

このことについて、よりよい人間関係づくりやコミュニケーションを中心とした技法のスキルアップをねらいとした、少人数グループでの研修事業を実施します。
(R5年度までの「心の居場所で元気を取り戻すグループ体験講座」と同事業で、趣旨がいつそう理解されるよう改称しました。)

ついては、組合員のメンタルヘルスに資するために当事業が十分活用されるよう、貴所属組合員に周知願います。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福利課健康管理班)

TEL：086-226-7604

FAX：086-223-5517

令和6年度エンカウンターグループ体験講座実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

この事業は、よりよい人間関係づくりやコミュニケーションを中心とした技法のスキルアップをねらいとして、少人数グループでの研修を受講することにより、参加者のメンタルヘルスの保持増進、同僚性を形成し支え合える職場づくり、さらには、参加者相互に学び合うことができるネットワークづくりに資することを目的とする。

2 対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

3 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 実施内容

よりよい人間関係づくりやコミュニケーションを中心とした技法のスキルアップ講座。

5 利用方法

(1) 利用者は、利用にあたり事前に電話予約をする。

その際、「グループ体験講座」の利用であることを告げる。

予約受付：(森口先生) 090-5702-8770

(籠井先生) 090-9731-4314

(岡田先生) 090-3881-4654

(矢萩先生) 090-8362-1984

受付時間：原則18:00～20:00(木・土・日曜日及び祝日を除く)

(2) 利用者は、実施日当日、当支部組合員であることを証するため、「公立学校共済組合員証」を提示する。

6 実施機関及び講師

カウンセリングルーム「沢田の杖塾」代表 森口 章(元岡山県立高等学校教諭)
籠井 淑江(元岡山県小学校教諭)
岡田 誠(元岡山県立高等学校教諭)
矢萩 小百合(元岡山県小・中学校養護教諭)

7 実施場所

(1) 岡山市中区沢田804 カウンセリングルーム「沢田の杖塾」

(2) 「沢田の杖塾」が指定する上記以外の場所

(3) 津山、真庭市内公民館等

8 利用料

1人1回500円(利用回数制限なし)

9 プライバシーの保護

この事業にかかる個人情報の取り扱いについては、十分に配慮することとする。

岡 公 共 第 8 3 1 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度職場の健康づくり研修会支援事業の実施について

公立学校共済組合岡山支部では、組合員の健康づくりに関する啓発促進や健康増進を図るための研修会等に、目的に応じて講師を斡旋・派遣し、派遣に係る費用等を負担する「令和6年度職場の健康づくり研修会支援事業」を実施します。

ついては、組合員の健康づくりに資するため、当事業が十分活用されるよう貴所属所組合員に周知願います。

※活用例については別紙を参照ください。

※当事業は校長会及び教頭会等で活用いただくことも可能です。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福利課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

職場の健康づくり研修会支援事業

★健康づくりのための研修会に講師を無料で派遣します！

★腰痛予防、運動指導、ヨガ教室や各種メンタルヘルス研修、コミュニケーションスキルアップ研修など、職員の健康づくりという観点で非常に幅広い研修を対象としています。

■実施期間／原則、令和6年5月1日～令和7年2月28日

■研修会を実施したいと思ったら／

①「こんな研修でも大丈夫かな」と迷われる場合でも、お気軽に、ご相談ください。

②研修実施の2か月前までに、申請書を提出してください。

その際、共済組合が講師を斡旋することはもちろん、講師を指定したうえでの申請も可能です。

③実施決定の場合には、1回につき4万円を上限に、実施にかかる講師派遣費用を共済組合が負担します。



★詳細については、実施要領をご覧ください。

これまでの支援事業の実例をご紹介します

①メンタルヘルス研修会

★健やかに働くために、メンタルヘルス対策は、個人で、また職場全体で実践することが大切です。広く「メンタルヘルス」といっても、様々な観点からの研修が可能です。職場のみなさんで、メンタルヘルスを学んでいきませんか？

《講師》臨床心理士や保健師など心のケアに精通した方

物事の捉え方

傾聴法

アンガーマネジメント

ストレス解消法

②コミュニケーションスキルアップ研修会

《講師》「沢田の杖塾」の先生方が、コミュニケーションをメインとした研修を行います。

○沢田の杖塾の代表 森口章先生は、教員OBで、その経験を踏まえて数多くの研修や相談をされています。

③コミュニケーション活性化研修会

《講師》NPO法人だっぴによる、『教職員がお互いの人となりを知ることで、日常的にコミュニケーションをとれるような関係性の構築につなげる』ことを目的とした研修です。1グループ6名程度の編成で、フリップを使った話しやすい雰囲気でのトークセッションを実施する、参加型の研修です。

☆NPO法人だっぴは、「中学生だっぴ」など、県内の学校等と連携しながら、各地域の立場や年齢が異なる参加者が出会い、つながる場を創る活動を行っている団体です。

コミュニケーション



④メタボリックシンドローム予防研修会

★いわゆる肥満といわれる人の割合は、男性で約3割、女性で約2割の人に該当します。日常の食生活の改善や普段の生活の動きを見直すことで、メタボ予防に効果的です！

《講師》手軽な運動をしたい場合⇒運動指導士

知識を習得したい場合 ⇒ 栄養士、保健師など、研修の希望にあった講師を派遣します！



⑤肩こり解消や腰痛予防研修会

★仕事柄、肩こりや腰痛に悩まれている方も少なくないのではないのでしょうか？手軽にできるストレッチを学び、肩こりや腰痛を予防していきましょう。

《講師》運動指導士など



⑥働き方改革関係の研修会

★教職員の働き方改革は、大きな話題となっています。

職場のみなさんで、取り組んでみませんか？

《講師》

○民間企業の知恵を借りてみたい！という場合、コクヨ山陽四国販売(株)社長に、「職場の環境改善からはじめる働き方改革」について講演していただいた実績があります。

○「セルフマネジメント」の観点から、産業カウンセラーによる働き方改革の研修を行った所属もあります。

その他 過去に支援したことのある研修会の例

★ヨガ ★アロマセラピー ★お家でできる骨盤調整

★セルフリンパマッサージ ★歯周病講演会

幅広く
ご活用ください！！



★活用例★

- 各所属所の衛生委員会等で企画した、職場の健康づくりの取り組みの一環として。
- 働き方改革による職場環境改善の一環として。
- 衛生委員会やストレスチェックの組織分析等で分かった職場の課題解決のために。
- 校長会や教頭会、事務職員研修会等で。

令和6年度職場の健康づくり研修会支援事業実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

各所属所や組合員で構成される団体・グループ（以下「所属所等」という。）が企画立案する健康づくりのための研修会等（以下「研修会等」という。）の実施を支援することにより、組合員の健康増進を図ることを目的とする。

2 支援対象

公立学校共済組合岡山支部（以下「支部」という。）の所属所等が企画立案した健康づくりに関する研修会等で、啓発等を内容とするもの。

なお、他の所属所等との合同実施も対象とする。

ただし、同一の研修会等について、共済組合が実施する別の助成事業との併用は不可とする。

3 実施期間

原則、令和6年5月1日～令和7年2月28日

4 支援内容

研修内容等に応じて医師、臨床心理士、産業カウンセラー、保健師、運動指導士、教員OB等の講師を支部が斡旋し派遣する。講師の職種については適宜相談に応じる。

ただし、同一所属所等につき、原則として実施期間内1回の利用に限る。

5 研修内容

①メンタルヘルス研修会

②コミュニケーションスキルアップ研修会～メンタルヘルスの保持増進のために～

※講師：「沢田の杖塾」

③コミュニケーション活性化研修会

※講師：NPO法人だっぴ

④メタボリックシンドローム予防研修会

⑤腰痛予防研修会

⑥その他、健康づくりに寄与する研修会

6 費用

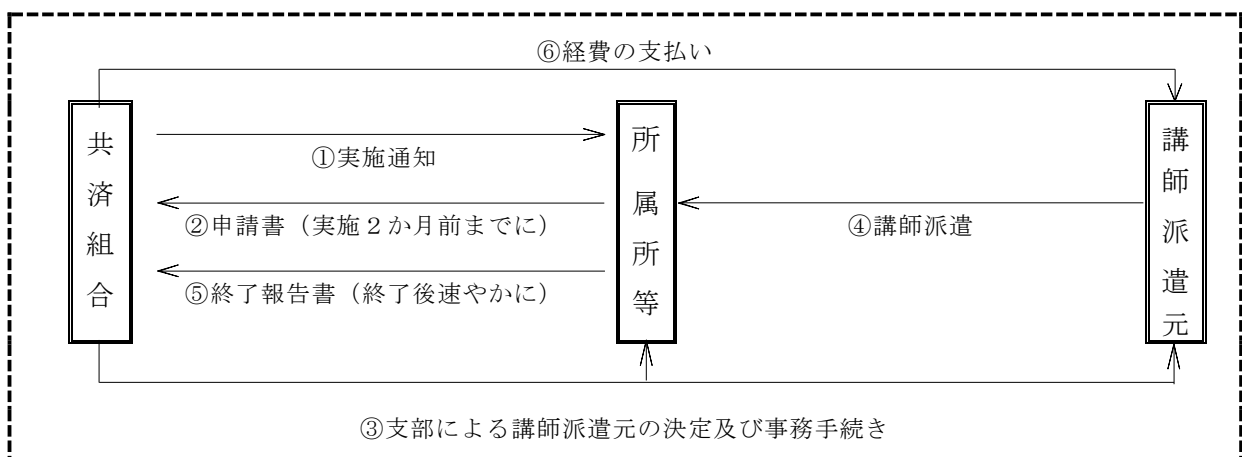
当該研修会等に係る講師派遣費用（謝金及び交通費相当額）を、4万円を限度として、支部が負担する。

7 申請方法

支援を希望する所属所等は、「令和6年度職場の健康づくり研修会支援事業申請書（様式1）」に必要事項を記入の上、原則として実施予定日の2か月前までに提出すること。

8 終了報告書の提出

研修会等終了後、「令和6年度職場の健康づくり研修会支援事業終了報告書（様式2）」を速やかに公立学校共済組合岡山支部長（岡山県教育庁福祉課健康管理班）に提出する。



※衛生委員会で計画していただくなど、積極的に活用ください。

(様式 1)

令和 6 年度職場の健康づくり研修会支援事業申請書

年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

住 所

所属所等の名称

代表者職氏名

担当者職氏名

電 話 番 号

職場の健康づくり研修会支援事業にかかる研修会等を次のとおり実施するため、実施要領に基づき申請します。

記

研修会等のテーマ			
実 施 内 容			
希望する講師職種	臨床心理士 ・ 産業カウンセラー ・ 保健師 運動指導士 ・ 理学療法士 「沢田の杖塾」・NPO法人だっぴ 内科医 ・ 精神科医 その他 ()		
講師派遣希望日時	第 1 希望日	年 月 日 ()	: ~ :
	第 2 希望日	年 月 日 ()	: ~ :
	第 3 希望日	年 月 日 ()	: ~ :
実 施 場 所			
参 加 対 象 者			
参 加 予 定 人 数	人		

※事業計画書等、研修会等の概要がわかるものを添付してください。

(様式 2)

令和 6 年度職場の健康づくり研修会支援事業終了報告書

年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

住 所

所属所等の名称

代表者 職 氏 名

担 当 者 職 氏 名

電 話 番 号

職場の健康づくり研修会支援事業にかかる研修会等を次のとおり実施したので、実施要領に基づき報告します。

記

研 修 会 等 の 名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () : ~ :
実 施 場 所	
参 加 人 数	人
研 修 会 等 の 概 要	
参 加 者 の 感 想 等	

※研修会等で使用した資料をこの終了報告書に添付して提出してください。

岡 公 共 第 8 3 4 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度管理職メンタルヘルス相談料補助事業について

公立学校共済組合岡山支部の事業につきましては平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

管理職が主治医と連携してメンタルヘルス不調者への支援を行うため、「令和6年度管理職メンタルヘルス相談料補助事業取扱要領」を定め、実施することとします。

つきましては、制度の趣旨を御理解の上、適切に御利用いただきますよう宜しくお願いします。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福利課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

令和6年度管理職メンタルヘルス相談料補助事業取扱要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣 旨

この要領は、現在精神科医又は心療内科医の治療を受けており、所属所長が主治医と連携し、支援することが必要である者（以下「メンタルヘルス不調者」という。）の主治医と所属所の管理職が、本人及びその家族を交えず単独で面談する際の相談料（以下「管理職メンタルヘルス相談料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

メンタルヘルス不調者（病気休職者は除く）がいる所属所の管理職

3 実施内容

メンタルヘルス不調者の主治医との相談料を負担する。ただし、本人の同意のうえ所属所の管理職が単独で主治医と面談した場合に限ることとし、メンタルヘルス不調者又はその家族を交えて行われた場合を除く。

4 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

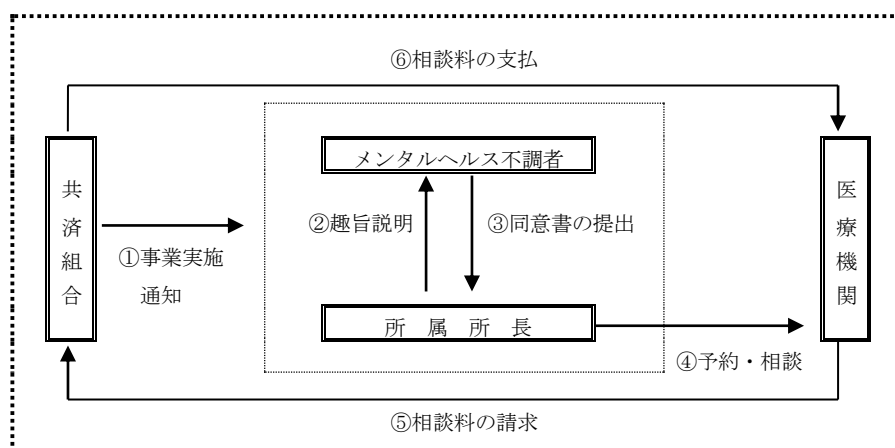
5 実施方法

- ①所属所長は、メンタルヘルス不調者に相談の趣旨を説明し、主治医を訪問及び面談することの同意を得るとともに、別紙1「管理職メンタルヘルス相談に係る同意書」をメンタルヘルス不調者から所属所長あて提出させ保管する。また、その写しを医療機関提出用とする。
- ②当該メンタルヘルス不調者が治療を受けている医療機関へ、当事業を利用する旨を伝え、面談の予約をする。
- ③必要事項を記入した別紙2「管理職メンタルヘルス相談料請求書」と「管理職メンタルヘルス相談に係る同意書の写し」を面談日に医療機関に提出する。
- ④医療機関は所属所より提出された別紙2「管理職メンタルヘルス相談料請求書」に必要事項を記入し、公立学校共済組合岡山支部に相談料を請求する。

6 相談料

管理職メンタルヘルス相談料は、公立学校共済組合岡山支部が全額負担する。
ただし、相談時間は特に定めない。

【事業の流れ】



管理職メンタルヘルス相談に係る同意書

(所属所長職氏名)

殿

私の病気の診断、医療内容等、一切の情報について、主治医より提供されることに同意します。

令和 年 月 日

(職氏名)

印

※相談者は、本同意書の写しを面談日に医療機関に提出すること。

管理職メンタルヘルス相談料請求書

令和 年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

医療機関所在地
 医療機関名
 代表者氏名
 電話番号
 登録番号 T

印

管理職メンタルヘルス相談料を次のとおり請求します。

記

1 面談経費	¥	円 (10%税込)
		(内 消費税 円)

2 口座振替先
(1) 金融機関名

銀行	支店
----	----

(2) 口座名義人
(氏名にふりがな)

(3) 口座種別 当座・普通

(4) 口座番号

面談者記入欄（医療機関の方は記入しないでください。）

面談日	令和	年	月	日
面談者（所属所名）		（職氏名）		
面談対象者（該当するものに丸をつけてください。名前の記載は不要です。） （性別）男・女（年齢）～20代・30代・40代・50代・60代～				
※面談対象となるメンタルヘルス不調者は、面談日時点において病気休職中の者は除きます。				
面談内容（簡潔にお書きください。）				

※留意点

所属所の管理職が単独で主治医と面談した場合に限ることとし、メンタルヘルス不調者本人又はその家族を交えて行われた場合を除きます。

※医療機関への説明にご活用ください。

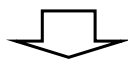
管理職メンタルヘルス相談料の請求について

公立学校共済組合岡山支部では、組合員のこころの健康保持増進のため、所属所の管理職がメンタルヘルス不調者本人（病気休職者は除く）又はその家族を交えず主治医と面談した場合、その相談料を当支部にて負担することとしています。

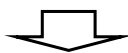
つきましては、制度の趣旨をご理解の上、御協力をお願いします。

<手続きの流れ>

- 1 面談を希望する所属所の管理職が面談当日、「管理職メンタルヘルス相談料請求書」及び「管理職メンタルヘルス相談に係る同意書の写し」を持参します。



- 2 医療機関は請求書に必要事項を記入した後、記名・押印の上、7日以内に当支部まで送付願います。



- 3 当支部において、指定口座への支払手続きを行います。

<面談経費について>

公立学校共済組合岡山支部が全額負担します。

※R1年度まで、1回につき5,000円（税込）での御協力をお願いしておりましたが、R2年度からは、各医療機関の請求に基づいた金額を負担しております。

<その他>

不明な点は、当支部までお問い合わせください。

◆請求書送付先◆

〒700-8570（所在地記載不要）

公立学校共済組合岡山支部 あて

（岡山県教育庁福祉課健康管理班）

TEL：086-226-7604

岡 公 共 第 8 1 7 号
令 和 6 年 3 月 2 6 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「簡易健康チェック」事業の実施について

このことについて、パソコンや携帯電話からインターネットを経由して利用できる「簡易健康チェック」事業を実施します。

簡易ストレスチェックとしての「こころの体温計」と、簡易メタボチェックとしての「生活習慣チェック（メタボチェック・活動量チェック・引き算ダイエット）」があり、いつでも気軽にチェックすることができます。

ついては、組合員の心身の健康保持ために当事業が十分活用されるよう、貴所属所組合員に周知願います。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
（岡山県教育庁福利課健康管理班）

TEL：086-226-7604

FAX：086-223-5517

令和6年度「簡易健康チェック」事業要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

この事業はパソコンや携帯電話を使い、気軽にストレス等をチェックすることができる。
当事業を利用して組合員及びその家族が心身の健康状況を把握することにより、健康管理に対する意識啓発を図る。

2 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員及びその家族

3 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 実施内容

【こころの体温計】・・・簡易ストレスチェック

(1) 本人モード

心の状態に関する質問に対し、自分自身のストレス度を6つのキャラクターを使って結果画面で表示

(2) 家族モード

心の状態に関する質問に対し、家族のストレス度を4段階で結果で表示

【生活習慣チェック】・・・簡易メタボチェック

(1) メタボチェック

生活習慣に関する質問に対し、自分自身のメタボ度をキャラクターを使って結果画面で表示

(2) 活動量チェック

生活習慣に関する質問に対し、自分自身の日常の活動量（運動量）を結果画面で表示

(3) 引き算ダイエット

今後行う活動プランから、目標減量を達成するために必要な食事量のコントロールを結果画面で表示

5 利用方法

(1) パソコンや携帯電話からインターネットで下記アドレスにアクセスする。

<https://fishbowlindex.jp/psokayama/>

（教育庁福利課健康管理班HPからもリンクしています）

(2) 質問事項に回答すると結果が表示される。

6 利用料

無料（通信料は自己負担）

岡 公 共 第 8 3 2 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度スクールカウンセラー等を活用した
教職員メンタルヘルス相談事業の実施について

日頃より公立学校共済組合事業へ御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公立学校共済組合岡山支部では、職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒指導における悩みについて、学校の状況に精通し、教職員に馴染みのある専門家であるスクールカウンセラー等に校内でタイムリーに相談することで、早期発見・早期治療につなげることを目的とした「スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談事業」を実施しております。

つきましては、令和6年度も別紙要領のとおり事業を実施しますので、組合員のメンタルヘルスに資するため、当事業が十分活用されるよう貴所属所組合員に周知願います。

※相談員（スクールカウンセラー等）向け、管理監督者向け、職員向けの3種類の案内を同封しておりますので、御活用ください。

【本件連絡先】

公立学校共済組合岡山支部
(岡山県教育庁福祉課健康管理班)

TEL : 086-226-7604

FAX : 086-223-5517

令和6年度スクールカウンセラー等を活用した 教職員メンタルヘルス相談事業実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

組合員が職場内で抱えている悩みについて外部へ出向き相談する事は、こころの不調を抱えている者にとって大きな負担となっている場合がある。また、組合員のストレス要因として、職場の人間関係や生徒指導におけるものが多くなっている。

そのため、組合員に馴染みがあり、学校の状況に精通しているスクールカウンセラー（スクールカウンセラーに準ずる者を含む、以下「スクールカウンセラー等」とする。）を活用した相談を実施する。相談のために外部に出向くことなく、職場内で気軽にかつタイムリーに相談をすることで、ストレスに対する早期対応を図り、こころの健康づくりに役立てる。

2 相談員

組合員の所属所で勤務する次の者

- ・スクールカウンセラーとして相談を行っている者
- ・スクールカウンセラーに準ずる者として相談を行っている者

3 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

4 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 相談事項

職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒対応におけるこころの悩みなどの相談（ただし、生徒指導上のコンサルテーションは対象外とする。）

6 実施内容

相談員による1時間程度の面接相談（利用回数制限無し。）

ただし、スクールカウンセラー等としての本来の職務（児童生徒に対する心のケア等）に含まれる内容の相談及び本来の勤務時間に実施する相談については対象外とする。

7 実施場所

実施場所は、相談希望者の所属所内とする。

8 実施の流れ

- （1）組合員は所属所を通して又は直接、相談員に相談を依頼し、相談日時・場所を決定する。
- （2）組合員は組合員証と相談報告書を当日持参し相談員による相談を受ける。
- （3）相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し共済組合へ提出する。（FAX可）
- （4）共済組合は相談員の指定口座へ相談料を支払う。

9 費用

相談を実施した場合には、相談員の請求により、次に示す費用を共済組合が支払う。組合員が負担する費用は、無料とする。

（1）相談料

1回の相談料は、県及び市町村が定めたスクールカウンセラー等の1時間あたりの報酬額と同額とする。30分以内の相談については、1回当たりの相談料の半額とする。

・県の事業の場合

スクールカウンセラー	4,980円/回
スクールカウンセラーに準ずる者	2,840円/回

・市町村の事業の場合

市町村が定めている単価

(2) 旅費

- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されている日の場合は支給しない。
- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されていない日に相談を実施する場合は、交通費相当額を岡山県職員等の旅費に関する条例に準じて支払う。

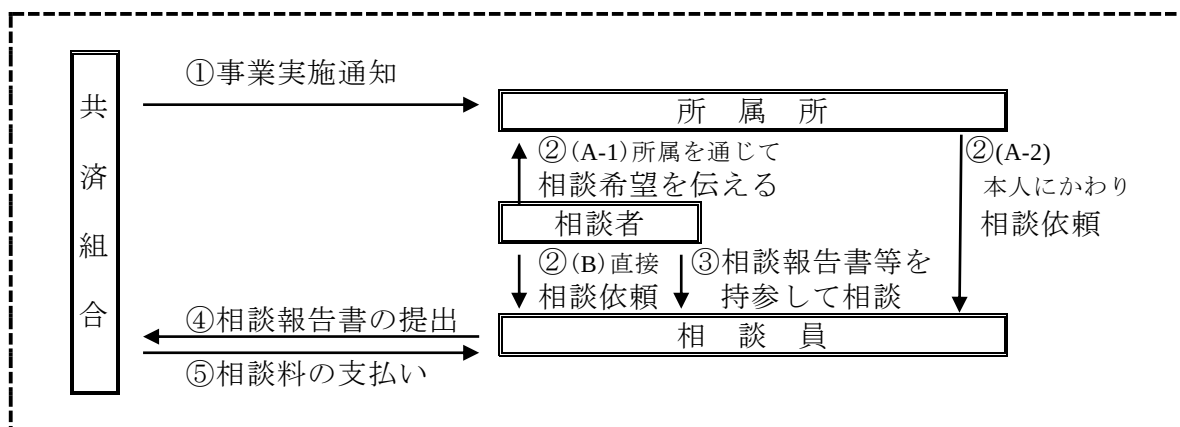
10 利用方法

- (1) 相談を希望する組合員は、所属所長や所属所の担当者を通して、又は直接、相談員に相談を依頼し、相談日時・場所を決定する。
- (2) 相談当日、組合員は「令和6年度スクールカウンセラー等を活用した相談報告書」(様式)と、組合員本人確認のため組合員証を持参し、相談報告書を相談員へ提出する。

11 相談報告書の提出及び相談料の支払い

- (1) 相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し、共済組合へ提出する。
(提出方法は、FAX等も可とする。)
- (2) 相談報告書受理後、共済組合が相談員の指定口座へ相談料を支払う。

12 実施の流れ図



(様式)

令和6年度スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談報告書

年 月 日

公立学校共済組合岡山支部長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談事業に係る相談を次のとおり実施したので報告します。

1 相談実施内容、共済組合員確認 ※本来の勤務時間以外に実施したものが対象となります。

1.相談年月日 相談時間	令和 年 月 日 () : (30分～1時間程度で設定してください)	2.相談場所	☐ 所属所内で実施
		3.組合員確認	☐ 組合員証で確認済み
4.相談内容	☐ 職場における悩み〔 ☐ 職員関係 ☐ 生徒対応関係 (※コンサルテーションを除く)〕 ☐ 私生活における悩み ☐ その他 (※その他の場合には、内容を記入)		

2 相談員の情報 ※「市町村派遣」の方は報酬単価を必ず記入

1.勤務校（相談実施校）名			
2. 勤 務 職 種	☐ スクールカウンセラー	☐ 県派遣	
		☐ 市町村派遣 1時間当たりの報酬単価 () 円	
	☐ スクールカウンセラー に準ずる者	☐ 県派遣	
		☐ 市町村派遣 1時間当たりの報酬単価 () 円	
3.交 通 費 相 当 額 ※「必要」の場合は 交通手段と発着地を 記入	☐ 不要	☐ 勤務日のため ☐ その他 (不要な理由) ()	
	☐ 必要	交通手段	☐ 自家用車 ☐ その他 ()
		発着地	☐ 自宅 ☐ その他 ()

※本人記入欄 相談を希望する方は、以下に記入して、当日ご持参ください。（相談員による記入でも可）

性別	職名	確認欄（確認し、✓を入れてください。）
☐ 男 ☐ 女		☐ わたしは、公立学校共済組合員です。 ☐ こころの悩み相談を希望しています。（生徒指導上のコンサルテーションは本事業の対象外です。） ☐ 休暇・休職中ではありません。
年代	年度内利用回数	
代	回目	

令和6年度スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談事業について

制度の趣旨をご理解の上、無理のない範囲で御協力をお願いします。

《相談事業の目的》

教職員が、学校に勤務するスクールカウンセラー等に相談することは、次のような利点があります。

- 学校に居ながらにして相談が受けられる。
- どんな方が相談を受けてくださるかがあらかじめわかっている。
- 学校の様子を理解してくださっている方に相談できる。

職場の人間関係や生徒指導などで悩みを抱えた教職員が、このように職場内で気軽にかつタイムリーに相談をすることで、ストレスに対する早期対応を図り、こころの健康づくりに役立てることが、本事業の目的です。

《お願いしたいこと》

この相談事業で、スクールカウンセラー等の皆様をお願いしたいのは、次の3点です。

- ①教職員のメンタルヘルスに関する相談に乗ってください。
- ②相談者が、自己のメンタルヘルス上の課題を客観視し、適切な対応方法を理解し行動ができるよう支援してください。
- ③本人の了解を得られる場合は、本人への支援方法について組織的対応につながるよう、管理職に橋渡しをしてください。



《相談相手・場所について》

本事業の対象は、スクールカウンセラー等と同じ学校に勤務する組合員で、校内で実施した相談に限ります。スクールカウンセラー等の皆様の負担軽減を目的として、令和2年度より要領に明記しました。

《相談内容について》

本事業の対象となる相談は、「職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒対応におけるこころの悩みなどの相談」です。具体的な生徒指導に関するコンサルテーションについては、本事業の対象ではなく、スクールカウンセラー等の職務の一環として対応いただくことになります。そのような教職員の相談があった場合でも、本事業を御活用いただくことのないようご留意願います。

※令和2年度より要領に明記しました。

学年主任になったが、他の先生と上手いかず、責任感に押しつぶされそう。

⇒ ○範囲内です

クラス運営がうまくいかないことで、家でも仕事の事が頭から離れず、睡眠不足が続いていてつらい。

⇒ ○範囲内です

生徒Aへの指導方法に悩んでいるので、対応策を知りたい。

⇒ ×範囲外です



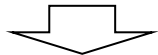
《相談時間・回数について》

1回の相談時間は、スクールカウンセラー等の皆様の御負担を考慮し、**30分～1時間程度**を想定しております。相談員の御都合や相談内容によって、適宜設定してください。また継続して相談が必要となる方もいることから、利用回数制限はありません。（平成29年度から）

具体的な手続きの流れをご説明します。

<手続きの流れ>

- 1 相談を希望する場合、学校（管理職に限らない）または本人から相談員へ相談を依頼します。御協力いただける場合は、学校または本人と詳細について決定してください。（※スクールカウンセラー等としての本来の勤務時間以外が対象。）



- 2 校内で、相談希望者 1 人につき **1 時間程度のカounseling** を実施します。

（1）相談者は、記入した「相談報告書」、組合員証を相談員へ提示する。

（2）相談員は、次の 3 点を確認してから相談を実施する。

①相談報告書の「本人記入欄」に記入があること。

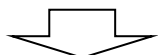
②公立学校共済組合員であること。（相談者の提示した組合員証で確認）

③相談内容が、教職員のメンタルヘルスに関する相談であること。

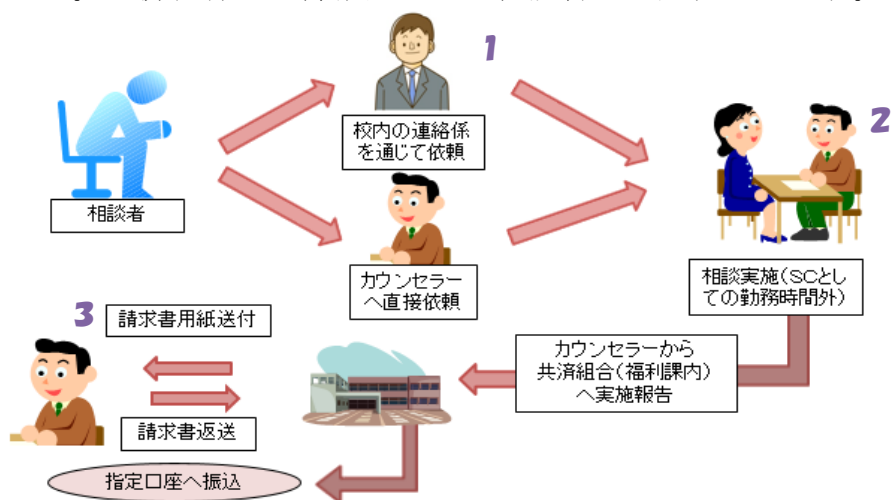
※教職員へのコンサルテーションについては、本事業の対象外です。

（3）終了後、相談員は相談報告書へ記入し、共済組合へ提出する。（FAX可）

（報告書の様式は「おかやま教職員 福利厚生ネット」からDLできます。）



- 3 共済組合から相談料請求関係の書類を相談員へ直接お送りしますので、記入後返送ください。共済組合から御指定口座へ相談料をお支払いします。



<相談料について>

1 回（1 人）の相談料は県及び市町村が定めたスクールカウンセラー等の 1 時間当たりの報酬額と同額です。ただし 30 分以内の相談については、1 回当たりの相談料の半額となりますので御了承ください。

<その他> ①不明な点は、共済組合岡山支部までお問い合わせください。

②公認心理師の方は、公認心理師法第 42 条の 2（医師との連携）について、ご留意願います。

〒700-8570（所在地記載不要）

公立学校共済組合岡山支部（岡山県教育庁福利課健康管理班）

TEL:086-226-7604

FAX:086-223-5517

★職場における相談窓口の活用方法の御紹介★

～「スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談」「こころとからだの健康相談」～

教育現場には多種多様なストレス要因があり、誰でも不調に陥る可能性があります。

不調に陥らないためのストレス対策は、**セルフケア**と**ラインケア**で成り立っています。双方の面から、早期に不調を発見し、対策をとることが大切です。

セルフケア・ラインケアに、相談窓口を御活用ください！！

セルフケア

自分で、ストレス状態に気づき対処すること。

【相談窓口の活用方法】

- 「職員が自身の不調に気づいたときに、対応策の1つとして相談窓口が利用できる」ことを、ぜひ、日頃から職場内で広報してください。

例：相談窓口のチラシを目につく場所に掲示する。定期的に職員会議で紹介する。等

ラインケア

管理監督者や周囲が、本人の異変に気づき対応すること。

★ラインケアでは、気づき⇒声かけ⇒傾聴⇒連携の4ステップが大切です。

(詳しくは、裏面「早期発見・早期対応につながるラインケアのポイント」を参照)

【相談窓口の活用方法】

- 「気づき」から「傾聴」までの3ステップを行っても、対応方法が分からないときや、専門家による心のケアが必要だと感じたときには、管理監督者から、別添チラシを職員に渡して、相談窓口の利用をすすめてみてください。
- 不調者に対して、どのような対応をとればよいかわからない場合には、管理職が相談窓口を利用いただくことも可能です。

【相談窓口の御紹介】

《スクールカウンセラー等を活用した 教職員メンタルヘルス相談》

学校に勤務するスクールカウンセラー等に、校内で、メンタルヘルスに関する相談ができます。

【ポイント】

- ①学校に居ながらにして、気軽&タイムリーに相談ができます。
- ②学校の様子を知っている方に相談できます。

※本人への支援方法について組織的対応につながるよう、可能であれば、相談員に橋渡しを依頼してください。(本人の了解を得てもらう必要があります。)

《こころとからだの健康相談》

県教育庁福利課保健師への相談です。相談方法は、電話、メール、面接の3種類です。

【ポイント】

- ①学校の事情に精通した県教育庁福利課保健師に相談できます。
- ②管理職との連携が、他の相談窓口と比較してとりやすいです。

※県教育庁福利課に相談しても、個人情報を守られ、不利益な取扱がなされることはありません。

早期発見・早期対応につながるラインケアのポイント (管理監督者向け)

日頃から意思疎通ができるより良い
関係づくりは、職員の変化に気づき
適切な対応を行うために重要です。

気づく

声をかける
聴く

つなぐ

職員を見守る3つの視点

勤怠

- ・遅刻、早退、休暇が増える
- ・事前の連絡なしに休むことがある
- ・業務量に見合わない勤務実態が見られる

仕事

- ・報告や相談、職場での会話がなくなる
- ・仕事の能率が悪くなる
- ・机上や書類の整理整頓が進まなくなる
- ・仕事を辞めたい等の否定的な発言がある

行動

- ・表情や動作に元気がなくなる
- ・不自然な言動が目立つ
- ・ミスや事故が目立つ
- ・服装が乱れる、服装が不潔になる

「いつもと違う」職員への対応方法

メンタルヘルス疾患は、パフォーマンスが低下する期間が長く、職場の生産性に大きな影響を与えます。
また、発見や対応が遅れるほど、回復に時間がかかるため問題は長期化します。

○職員の変化への気づき

- ・メンタルヘルスの不調は日常の行動の変化として現れます。
管理監督者には、(上図)の視点により職員の変化を見逃さず対応することが求められます。

○声かけ

- ・「最近しんどそうに見えるから、話を聴かせてほしい。」等、心配していることを職員に伝えましょう。

【声かけのタイミングの目安】

- ・出勤ができている場合には、変化に気づいてから1週間以内
- ・遅刻・早退・事前の連絡がない休暇取得 等が目立ち始めた時点
- ※特に仕事に支障をきたすような休暇の取得があれば早めに対応

○傾聴

- ・その場で助言をしたり解決策を考えるのではなく、職員の話じっくりと聴き、気持ちを受け止めましょう。
- ※職員が安心して話ができる場所と時間(じっくりと話を聴くために1時間程度)を確保しましょう。時間が不足した場合は、次の面談の約束をすると良いでしょう。

○連携

- ・本人の話をよく聴いた上で、対応方法が分からない時には、相談窓口等の外部資源を活用しましょう。健康管理医等が選任されている職場は、必要に応じて健康管理医等へ相談を行っても良いでしょう。
- ※面談において、職員が健康管理医等との面談に抵抗を示す場合は、管理監督者が職員の代わりに相談をすることについて職員の同意を得ておきましょう。

解説・補足

●**傾聴**:相手の話に口をはさまず、共感的に、受容的に受け止めて、相手の気持ちや言い分を聴き出すこと。

●**声のかけ方**:症状がひどいときに励ますのは本人を傷つけるだけ。本人への接し方に迷ったら健康管理医等に相談を。

●**うつ病の身体症状**:うつ病には、さまざまな身体症状が現れることがある(頭痛・耳鳴り・口渇・肩こり・動悸・下痢・便秘・腹痛・腰痛・関節痛・しびれ感・不眠・食欲低下・生理不順・微熱・全身倦怠感など)

ご不明点は、福利
課健康管理班へ
086-226-7604





困ったときには、相談窓口を活用してみませんか



こころやかからだ。最近、疲れてないですか???

遅刻、欠勤が
増えている

休日に 何も
やる気がしない

飲酒量が増えた

夜眠れない

集中できない



こんなことはありませんか??

ストレスは気づかないうちにたまっていきます。

こころの健康を保つためには、こういった不調のサインに早く気づいて、意識的にストレス発散をしたり、睡眠時間だけでも増やしたりというセルフケアを行うことが大切です。

また、つらいときに、人に助けを求めることもセルフケアの一つです。

職場の同僚、ご家族やお友達に話を聴いてもらうのもいいですし、こころの専門家に相談して、一緒に対応策を探してみませんか??無料で相談できます。

《スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談》

皆様の学校に勤務するスクールカウンセラー等に、校内で、気軽にご自身のこころの悩み相談ができます。学校の様子をよく知る方なので、安心です。



【相談したいと思ったら】

- ①スクールカウンセラー等に直接依頼することも、学校の担当者を通じて依頼することもできます。その際に、日時や場所を決定してください。（様式はありません。）
- ②当日、必要事項を記入した報告書をもって、相談に行ってください。様式は学校にも配布していますし、「岡山県教育庁福利課 HP→教職員こころの健康・相談窓口→スクールカウンセラーを活用した相談」からダウンロードすることもできます。

《こころとからだの健康相談》

県教育庁福利課保健師へ相談できます。他の学校の状況も知っている、学校外の『健康管理の専門家』に相談したい場合には、ぜひご相談ください。

◆電話相談

やさしく

相談時間 086-235-8349へお電話ください。

受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00
(土日祝日、年末年始は除く)

◆メール相談

受付時間 kyoiku-hokensi@pref.okayama.jp
へメールを送ってください。
※保健師のみが確認できる専用アドレスです。

◆面接相談

やさしく

予約方法 086-235-8349へお電話ください。
電話相談の受付時間内に、お電話ください。
面接の時間、場所を決定します。

面接実施時間 9:00~12:00、13:00~16:00
(土日祝日、年末年始は除く)

相談場所 福利課相談室又は相談者の所属等

※保健師が不在の際は対応できない場合があります。

個人情報として適切に取り扱いをし、ご本人の了解がない限り
相談内容を口外することはありません。安心してご相談ください。

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「宿泊助成事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、貴所属所組合員に周知願います。

記

- 1 趣 旨 組合員等が健康増進及びレクリエーション等のために施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成する。
- 2 実施時期 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 対 象 者 公立学校共済組合岡山支部の組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者
- 4 対象施設 ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」参照
- 5 助 成 額 ピュアリティまきび 1泊 2,500円
その他指定宿泊施設 1泊 1,500円
- 6 回数制限 組合員本人及び被扶養者分も含めて、1組合員につき年度内12回（人分）まで
- 7 申請方法 ホームページの「マイページ」宿泊助成申込から申請及び印刷
- 8 留意事項
 - ・利用者の組合員証及び被扶養者証の持参が必要です
 - ・必ず、宿泊施設の予約後に申請してください
 - ・公務の出張には利用できません
 - ・1人につき、異なる施設を利用する場合も含めて、連続5泊までとし、それを超える宿泊については助成しません

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

公立学校共済組合岡山支部宿泊助成事業取扱要項

1 趣 旨

この要項は、公立学校共済組合岡山支部（以下「支部」という。）が福祉事業の一環として行う施設利用助成事業（以下「宿泊助成」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 宿泊助成の目的

宿泊助成は、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が健康増進及びレクリエーション等のため施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成し組合員の福利厚生に寄与することを目的とする。

3 宿泊助成の方法及び助成額

（１） 宿泊助成は次の方法により行うものとする。

ア 宿泊助成券の交付（１泊につき１枚とする。）

イ 宿泊助成は、次項に示す宿泊施設を利用する場合に限り、利用当日当該施設のフロントに宿泊助成券を提出することにより発効する。

（２） 助成額は、次のとおりとする。

ア 公立学校共済組合岡山宿泊所「ピュアリティまきび」 １泊 ２，５００円

イ ア以外の公立学校共済組合の宿泊施設及び支部が指定する宿泊施設 １泊 １，５００円

4 宿泊助成の申込

組合員が宿泊助成券の交付を希望するときは、あらかじめ宿泊しようとする施設に宿泊を予約し、おかやま教職員福利厚生ネット上のマイページに所定事項を入力して支部に提出するものとする。

5 宿泊助成券の発行等

支部長は、マイページからの申請が、適正と認められたときは、宿泊助成券を組合員及び宿泊施設に発行するものとする。

6 宿泊助成券発行の制限

（１） 宿泊助成は、１人について連続５泊までとし、それを超える宿泊については助成しない。異なる施設を利用する場合も同様とする。

（２） 公務による出張の場合は助成しない。公務による出張とは公費で旅費が支給される場合をいう。

（３） 宿泊助成券の発行は、予算の範囲内で行うものとする。

（４） 組合員本人及び被扶養者分を含めて、年度内１２回（人分）とする。

補 則

（１） 宿泊施設を利用する場合、当該施設より支部の組合員であることを証するものの提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（２） この要項の実施に関し、必要な事項は支部長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和60年4月1日より施行する。
- 2 公立学校共済組合岡山支部宿泊助成事業取扱要項（昭和51年6月3日岡公共第212号）は廃止する。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月21日より施行する。

附 則

この要項は、平成18年6月9日より施行する。

附 則

この要項は、平成19年10月30日より施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成22年2月23日より施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月23日より施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日より施行する。

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「元気回復助成事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、この事業の趣旨を御理解いただき、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 趣旨

教職員の元気回復・健康増進を図るとともに、教職員相互の親睦を深めるため、所属所単位等で計画、実施する元気回復活動事業に対し助成する。

2 助成額

組合員一人あたり500円

所属所単位等で実施する事業の参加組合員数に乗じて、助成金を交付する。なお、助成金は事業に要する経費の範囲内とする。

3 実施及び申請方法等

別添「元気回復助成事業実施要領」のとおり

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

元気回復助成事業実施要領

1 趣 旨

教職員の元気回復・健康増進を図るとともに、教職員相互の親睦を深めるため、所属所単位等で計画、実施する元気回復活動事業（以下「事業」という。）に対し助成する。

2 助成金額 【 一人あたり 500 円 】

所属所単位等で実施する事業の参加組合員数に乗じて、助成金を交付する。

なお、助成金は事業に要する経費の範囲内とする。

3 実施単位

所属所単位又は複数の所属所合同

4 実施時期

年度内の 4 月 1 日から 3 月 31 日の勤務日以外の日（土曜、日曜、祝日等）、勤務時間外又は夏季等の長期休業期間における閉庁日等で公務従事に支障がない日時とし、対象事業は 1 所属当たり年 12 回を上限とする。

なお、所属所長等を実施日時を確認の上、学校運営に支障がきたさないように配慮すること。

5 実施方法

事業は健全で趣旨に沿った内容とし、所属所又は合同所属所の多数の組合員（所属所等の組合員の「半数以上」又は「5 人以上」）が参加できるように計画・実施すること。

なお、事業への参加には運営、応援等を行う者も含む。

6 事業内容

スポーツ関係：各種運動競技、運動会、ボウリング大会等

文化教養関係：美術・音楽・舞台・映画鑑賞、囲碁・将棋・チェス大会等

そ の 他：ヨガ・太極拳・コーラス・健康講習会等、その他支部長が特に認める事業

対象外事業：懇親会等の飲食を主な目的とした事業は助成対象外とする。

（具体例）歓送迎会、忘・新年会、花見、テーブルマナー講習会等

共済組合が実施する他の事業と重複する事業は助成対象外とする。

（具体例）ウォーキングコンテスト

7 対象経費（例）

- ・会場の借上料(入場料) 、器具、用具の使用料
- ・実施に必要な用品の購入費（備品及び必要以上の購入用品は対象外）
- ・賞品、参加賞等の物品購入費（備品及び必要以上の購入用品は対象外）
- ・審判員、指導者等の謝金
- ・傷害保険料（組合員以外の保険料等及び親睦旅行等に係わる傷害保険料は対象外）
- ・上記の他運営に必要な経費（ただし、第三者の領収書の得られる経費に限る）

8 申請手続

①事業終了後、速やかに「元気回復助成事業－申請フォーム※」から申請する。

※HP「おかやま教職員福利厚生ネット」＞ マイページ ＞ 事業申込 その他

②事業実施内容を審査し、適正であると認めた場合は、交付決定額を申請代表者の指定する口座に振り込む。原則、申請のあった月の翌月 20 日に送金（送金日が土日祝の場合は翌営業日）し、当該口座振込をもって交付決定とする。

なお、審査により助成金を交付できないことがあるため、対象事業又は対象経費等に疑義がある場合、事業実施までに相談（電話・メール）願います。

【事前協議連絡先】	公立学校共済組合岡山支部（福利課福利厚生班）
	TEL：086－226－7603
	メール：hukuri-bunkakousei@pref.okayama.jp

9 請求期限

事業実施した年度の年度末まで（ただし、3月実施事業は4月5日まで）

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「保育補助事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 趣 旨

組合員又はその被扶養者である配偶者が出産した際に、保育用品を贈り、育児の補助とする。

2 対 象 者

出産日において組合員又は組合員の被扶養者である配偶者で出産した者

3 事業内容

保育補助用品のうち希望品を贈呈する。

出生児一人につき1点

4 申込方法

WEB申請（出産後に申請）

おかやま教職員福利厚生ネット > マイページ > 事業申込 > その他

5 用品の送付

申請月の翌月20日を目安にご希望の配達先に送付

6 そ の 他

在庫不足及びやむを得ない状況で用品提供が困難な場合、代替用品の提案等を行うことがあります。また、在庫の状況により多少遅れる場合もあります。なお、配達先は国内のみとさせていただきます。

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「風しん予防接種補助事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので貴所属所組合員に周知願います。

記

- 1 趣 旨 組合員が安心して仕事に励むことができる環境を作るとともに、健康の保持増進を図るため、風しん予防接種費用の一部を補助する。
- 2 対 象 者 共済組合員本人のみ
- 3 実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 補助の額 風しん単独ワクチン又はMRワクチン（はしか風しん混合ワクチン）の予防接種に要した費用のうち、3,000円を上限に補助する。
（他の機関で補助を受けた場合は対象外とする。）
- 5 申請方法 WEB申請
おかやま教職員福利厚生ネット > マイページ > 事業申込 > その他
（申請には、医療機関発行の領収書の画像が必要です。）
- 6 請求期限 接種年度の年度末
- 7 送 金 先 給付・貸付金振込申出口座

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

令和 6 年度法律相談事業の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、貴所属所会員に周知願います。

記

- 1 趣 旨 民事上の事案を解決するため、法律相談事業を実施し、会員の生活の安定を図る。
- 2 実施期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
- 3 対 象 者 会員及び会員の扶養家族
- 4 定 員 25 名（同一事案についての助成は 1 回のみとする。）
- 5 相談内容 会員及び会員が扶養する家族の相続・不動産の売買・金銭貸借関係及び家族関係等、民事上の事案に係る内容とし、刑事及び行政処分関係は除きます。
- 6 相 談 料 無料（当互助組合が交付する法律相談助成券を、岡山弁護士会へ提出）
なお、同一事案について申込日時以外に引き続いて相談したい場合は、岡山弁護士会に御相談ください。この場合の相談料は個人負担となります。
- 7 相 談 員 岡山弁護士会に所属する弁護士

- 8 相談会場・日時・相談会場等 【予約専用電話番号：086-234-5888】

相 談 会 場	相談日	相談時間	住 所
岡山法律相談センター	月～金	9:30～15:20	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館
夜間法律相談センター	月～金	17:45～20:00	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター 岡山パブリック法律事務所内
土日法律相談センター	土、日	13:00～15:15	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター 岡山パブリック法律事務所内
井笠法律相談センター	木	13:00～16:10	笠岡市六番町1-10 笠岡市民会館内
東備法律相談センター	水	13:00～16:10	和気郡和気町尺所555 和気町総合福祉センター内
新見法律相談センター	月	13:10～16:20	新見市新見310-3 新見市役所南庁舎1階会議室
高梁法律相談センター	火	13:00～16:10	高梁市向町21-3 高梁総合福祉センター内
勝英法律相談センター	金	13:00～16:10	美作市入田291-2 美作県民局勝英地域事務所内
津山法律相談センター	火	13:00～17:00	津山市山北520 津山市総合福祉会館内
倉敷法律相談センター	月、木、金	13:00～17:00	倉敷市阿知1-7-2 倉敷駅西ビル8F
真庭法律相談センター	金	13:00～16:10	真庭市勝山319 勝山文化センター内

※1人あたりの相談時間は、40分以内です。祝日・年末年始の予約はできません。

（夜間法律相談センター及び土日法律相談センターの相談時間は、30分以内）

- 9 申込方法

① 予約専用電話(086-234-5888)へ予約する。（当互助組合の助成を受ける旨も併せて伝える。）

② **検索** **おかやま教職員福利厚生ネット** → **マイページ** → **法律相談**

※マイページ申請後、「法律相談助成券」PDF ファイルをメール送信します。

急を要する場合は、必ず御連絡ください。福利厚生班 TEL (086) 226-7603

- 10 そ の 他 当日は、「法律相談助成券」及び相談に必要な資料（戸籍謄本・権利書・証明書・領収書等）を用意し、指定時刻に遅れないよう御注意ください。

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

令和 6 年度「リフレッシュ助成事業」・「優待事業」の実施及び新規施設について

このことについて、次のとおり実施し、令和 6 年 4 月 1 日から新規施設を加えることとしますので、貴所属所会員に周知願います。

記

- 1 趣 旨 会員のスポーツ・文化・教養・レクリエーション活動等の推進を図り、啓発と実践を奨励するとともに、心身のリフレッシュ等の支援に資する。
- 2 対象施設等 対象施設：ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」を参照
新規施設：別表参照
- 3 対 象 者 一般財団法人岡山県教育職員互助組合会員（会員の同居家族等含む）
- 4 実 施 期 間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
- 5 利 用 方 法 <リフレッシュ助成事業>
1. ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」のマイページへログインし、リフレッシュ助成の申込みをする。
2. 利用施設にて「QRコードを読み取り」又は「リフレッシュ助成券を提出」する。
3. 利用料金の助成を受ける。
※「QRコードを読み取り」に対応していない施設もあるので事前にご確認ください。

 <優待事業>
1. ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」のマイページへログインし、優待の申込みをする。
2. 利用施設にて「優待事業利用証」等を提示する。
3. 利用料金の割引を受ける。

 ※内容・利用方法の詳細については、ホームページをご確認ください。
 <ホームページURL：https://www.okayamafukurinet.jp/>
- 6 そ の 他 各助成施設の詳細については、施設に直接お問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6 西庁舎 4 階

一般財団法人岡山県教育職員互助組合

（岡山県教育庁福利課福利厚生班）

TEL：086-226-7603

FAX：086-223-5517

別表

<リフレッシュ助成事業 新規施設一覧>

施設名	所在地	助成額	区分
レスパール藤ヶ鳴	岡山市北区菅野３３９９－１	<物作り体験> ・竹炭入り湯呑み盆栽 ・苔玉作り ・張り子の虎の絵付け ・鬼の面にゆかいな動物の絵付け ・小刀風ペーパーナイフ作り体験 大 人：４００円 大人以外：４００円 <藤ヶ鳴グランピング> 各サイト１区画：３００円(グループ単位)	キャンプ場 ・体験

所属所長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

令和 6 年度 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムの利用券配布について

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムの申込受付を開始しますので、貴所属所会員に周知
いただくようお願いします。

なお、この制度は、事前に交付を受けた利用券により、東京ディズニーリゾートの施設利用に際し、割
引を受けられる制度となっていますので、次のとおり事前に申込(無料)が必要です。

記

- 1 利 用 券 会員 1 人につき年間 4 枚まで (500 円/枚)
- 2 対象施設 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー・ディズニーホテル
- 3 利用方法 下記サイトをご確認ください。
＜コーポレートプログラム利用券とその利用方法について＞
U R L : <https://www.tokyodisneyresort.jp/treasure/fantasy/dcp/user/howto.html>
※「コーポレートプログラム利用券」で検索
- 4 有効期限 令和 7 年 3 月 31 日
- 5 申込方法 ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」→「マイページ」から
申込確認後、自宅又は所属所（いずれかを選択）あてに利用券を送付します。
- 6 そ の 他 申込枚数が 1, 500 枚に達した時点で、募集を終了します。

<連絡先>

岡山県教育庁福利課 福利厚生班

TEL : 086-226-7603 (直通)

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

8 : 30～12 : 00

13 : 00～17 : 15

所 属 所 長 殿

(一財)岡山県教育職員互助組合理事長

令和 6 年度「グループ研さん活動助成事業」の実施について

このことについて、次の事業を実施しますので、貴所属所会員に周知くださるようお願いします。

記

- 1 趣 旨 教職員の自ら学ぼうとする活動を応援するため、余暇を利用して自主的にグループ単位で計画、実施する自己研さん活動（以下「活動」という。）に対し助成する。
- 2 実施方法 別添「グループ研さん活動助成事業実施要領」のとおり
- 3 実施期間 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 請求期限 令和 7 年 4 月 5 日まで
- 5 助 成 額 会員一人あたり一回 5 0 0 円まで
グループ単位で実施する活動の参加会員数に応じて、助成金を交付する。なお、助成金は活動に要する対象経費の範囲内とする。

助成金の申請は、下記のホームページから
「おかやま教職員福利厚生ネット」→「ご利用ガイド（福利厚生サービス）」→「グループ研さん活動助成事業」
<https://www.okayamafukurinet.jp/>

【連絡先】〒700-8570

(一財)岡山県教育職員互助組合（福利課福利厚生班）

TEL (086)226-7603

E-mail hukuri-bunkakousei@pref.okayama.jp

令和6年度 グループ研さん活動助成事業実施要領

- 1 趣 旨 教職員の自ら学ぼうとする活動を応援するため、余暇を利用して自主的にグループ単位で計画、実施する自己研さん活動（以下「活動」という。）に対し助成する。
- 2 対 象 者 (一財)岡山県教育職員互助組合会員
- 3 実施単位 会員5人以上のグループ（複数の所属所の会員合同でも可）
- 4 活動内容 座学、討議、情報交換など自己研さんを目的として行う活動
- 5 実施期間 事業実施年度の4月1日から3月31日まで
ただし、勤務日以外の日（土曜、日曜、祝日等）又は勤務時間外などの余暇の時間（年休等有給休暇取得時は対象外）
1グループあたり年12回を上限とする。
- 6 助成金額 会員一人あたり一回500円まで
 - ・活動に参加する会員数に応じて、助成金を交付する。会員以外の参加者が含まれる場合も、上記助成金額を上限とする。
 - ・助成金は活動に要する対象経費の範囲内とする。
 - ・他の団体から補助がある場合は、対象経費からその額を控除した額を対象とする。
 - ・年間予算額に達した場合は、受付を終了することがある。
- 7 対象経費
 - ・消耗品代（備品、必要以上の数量、目的外の購入品と判断した場合は対象外とする。）
 - ・施設使用料（マイクなどの備品借上代を含む。）
 - ・参加費等を徴収している場合は、対象経費からその額を控除した額を対象とする。
 - ・外部講師の謝金や旅費（恒常的な会計から謝金を支払うと課税対象になるので、源泉徴収が必要。なお課税対象でありながら源泉徴収をしていない場合は対象外とする。）
 - ・Web会議等オンラインに係る費用は、助成金額のうち、1回最大3,000円まで含めることができる。
 - ・その他必要と判断される経費（ただし、第三者の領収書等の得られる経費に限る。）
- 8 手続きの流れ
 - ①事前の交付申請は必要ない。
 - ②内容によっては、助成金を交付できないことがあるので、初めて助成を利用する場合や対象経費等に疑義がある場合は、活動実施までに事前協議（電話・メール）すること。
 - ③活動終了後、速やかに「グループ研さん活動助成助成事業－申請フォーム※」から申請する。
※HP「おかやま教職員福利厚生ネット」> マイページ > 事業申込 その他
 - ④活動内容を審査し、適正であると認めた場合は、交付決定額を申請代表者の指定する口座に振り込む。原則、申請のあった月の翌月20日に送金（送金日が土日祝の場合は翌営業日）し、当該口座振込をもって交付決定とする。
なお、審査により助成金を交付できないことがあるため、対象事業又は対象経費等に疑義がある場合、事業実施までに相談（電話・メール）願います。
- 9 請求期限 事業実施年度の3月31日まで
（ただし、3月実施事業は4月5日まで）